

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

平成 27 年 7 月 16 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第 12 条 投資信託財産が組入れる投資信託証券は、次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>(1) 第 3 条に規定する証券投資信託の受益証券又は第 25 条及び第 26 条に規定する証券投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託の受益証券又は外国投資証券（以下「外国投資信託証券」という。）に該当するものを含む。）</p> <p>(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則 <u>(以下「不動産投信等規則」という。)</u> 第 3 条第 1 項に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。以下「不動産投資信託証券」という。）</p> <p>(3) <u>インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）第 3 条第 3 項に規定するインフラ投資信託の受益証券又はインフラ投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。以下「インフラ投資信託証券」という。）</u></p> <p><u>(4)</u> 第 27 条に規定する証券投資信託等以外の投資信託の受益証券又は第 30 条を適用する投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。）</p> <p><u>(5)</u> 前各号に掲げる投資信託証券が、外国投資信託証券である場合には、細則で定める要件を満たす外国投資信託証券とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 12 条の 2～第 20 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 11 条 (同 左)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第 12 条 投資信託財産が組入れる投資信託証券は、次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>(1) 第 3 条に規定する証券投資信託の受益証券又は第 25 条及び第 26 条に規定する証券投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託の受益証券又は外国投資証券（以下「外国投資信託証券」という。）に該当するものを含む。）</p> <p>(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 3 条第 1 項に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。以下「不動産投資信託証券」という。）</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p><u>(3)</u> 第 27 条に規定する証券投資信託等以外の投資信託の受益証券又は第 30 条を適用する投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。）</p> <p><u>(4)</u> 前各号に掲げる投資信託証券が、外国投資信託証券である場合には、細則で定める要件を満たす外国投資信託証券とする。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>第 12 条の 2～第 20 条 (同 左)</p>

新	旧
<p>第2章 私募の証券投資信託 (私募の証券投資信託)</p> <p>第21条 私募(金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。)の証券投資信託の投資信託財産(以下「私募投資信託財産」という。)の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条(第1項第5号を除く。以下この項において同じ。)の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。この場合において同条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、第12条第1項第1号及び第4号に規定する投資信託証券並びに次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券の組入れについては、第12条第2項の規定にかかわらず投資できるものとする。</p> <p>イ 時価評価が可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること</p> <p>ロ 決算時点等における運用状況等が入手可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第2章 私募の証券投資信託 (私募の証券投資信託)</p> <p>第21条 私募(金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。)の証券投資信託の投資信託財産(以下「私募投資信託財産」という。)の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 第12条(第1項第4号を除く。以下この項において同じ。)の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。この場合において同条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、第12条第1項第1号及び第3号に規定する投資信託証券並びに次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券の組入れについては、第12条第2項の規定にかかわらず投資できるものとする。</p> <p>イ 時価評価が可能な不動産投資信託証券であること</p> <p>ロ 決算時点等における運用状況等が入手可能な不動産投資信託証券であること</p> <p>(3) (同 左)</p>
<p>第3章 ファンド・オブ・ファンズ (公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第22条 公募(私募以外のものをいう。以下同じ。)のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託証券への投資以外の投資及び取引については、次に掲げる投資及び取引に限られているものであること。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券(投信法第2条第18項に規定するものをいう。)への投資</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 組入れる投資信託証券が、約款、又は投資法人規約(以下「規約」という。)に</p>	<p>第3章 ファンド・オブ・ファンズ (公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第22条 公募(私募以外のものをいう。以下同じ。)のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 投資信託証券への投資以外の投資及び取引については、次に掲げる投資及び取引に限られているものであること。</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>へ 不動産投資信託証券に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券(投信法第2条第18項に規定するものをいう。)への投資</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 組入れる投資信託証券が、約款、又は投資法人規約(以下「規約」という。)に</p>

新	旧
<p>定める組入れを予定する投資信託証券の選定条件及びリストに掲げられた投資信託証券の範囲に限定されているものであること。ただし、不動産投資信託証券、<u>インフラ投資信託証券</u>及び上場投資信託については、選定条件に投資方針を具体的に明示し、適時、顧客に周知する場合には、リストへの記載を要しないものとする。</p>	<p>定める組入れを予定する投資信託証券の選定条件及びリストに掲げられた投資信託証券の範囲に限定されているものであること。ただし、不動産投資信託証券及び上場投資信託については、選定条件に投資方針を具体的に明示し、適時、顧客に周知する場合には、リストへの記載を要しないものとする。</p>
(5) ~ (6) (略)	(5) ~ (6) (同 左)
<p>2 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券<u>及びインフラ投資信託証券</u>は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p>	<p>2 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p>
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (同 左)
3 (略)	3 (同 左)
<p>4 委託会社は、少なくとも6ヵ月に1回（計算期間が6ヵ月に満たない場合は毎決算報告時）、投資される投資信託等が保有している有価証券その他の資産の直近の明細（組入れた投資信託の直近の決算時又は半期時の報告等、当該委託会社が知り得る直近の明細をいう。）を知り得る範囲で開示するものとする。ただし、投資した投資信託証券が不動産投資信託証券<u>及びインフラ投資信託証券</u>の場合については、当該不動産投資信託証券<u>及びインフラ投資信託証券</u>の直近の決算時等における運用概要等について、知り得る範囲で開示するものとする。</p>	<p>4 委託会社は、少なくとも6ヵ月に1回（計算期間が6ヵ月に満たない場合は毎決算報告時）、投資される投資信託等が保有している有価証券その他の資産の直近の明細（組入れた投資信託の直近の決算時又は半期時の報告等、当該委託会社が知り得る直近の明細をいう。）を知り得る範囲で開示するものとする。ただし、投資した投資信託証券が不動産投資信託証券の場合については、当該不動産投資信託証券の直近の決算時等における運用概要等について、知り得る範囲で開示するものとする。</p>
5 (略)	5 (同 左)
第23条 (略)	第23条 (同 左)
<p>(私募のファンド・オブ・ファンズ) 第24条 第21条において準用する第3条から第7条、第9条から第10条、第12条（第1項第<u>5</u>号を除く。）及び第15条第1項第9号並びに第21条第1項第2号ただし書きの規定は、私募のファンド・オブ・ファンズについてそれぞれ準用する。この場合において、第3条中「証券投資信託」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と、</p>	<p>(私募のファンド・オブ・ファンズ) 第24条 第21条において準用する第3条から第7条、第9条から第10条、第12条（第1項第<u>4</u>号を除く。）及び第15条第1項第9号並びに第21条第1項第2号ただし書きの規定は、私募のファンド・オブ・ファンズについてそれぞれ準用する。この場合において、第3条中「証券投資信託」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と、</p>

新	旧
<p>第4条中「証券投資信託の信託財産（以下「投資信託財産」という。）」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズの財産」と、第5条から第7条、第9条から第10条、第12条及び第15条中「投資信託財産」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条中「証券投資信託の信託財産（以下「投資信託財産」という。）」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズの財産」と、第5条から第7条、第9条から第10条、第12条及び第15条中「投資信託財産」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と読み替えるものとする。</p>
<p>第25条～第26条 (略)</p>	<p>第25条～第26条 (同 左)</p>
<p>第4編 有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資信託等</p>	<p>第4編 有価証券<u>及び不動産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資信託等</p>
<p>(投資の原則)</p>	<p>(投資の原則)</p>
<p>第27条 有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資信託（以下「証券投資信託等以外の投資信託」という。以下次条及び第29条において同じ。）は、金商法第2条第2項第1号、第2号（<u>不動産投信等規則第3条第2項第5号に規定するもの及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号に規定するものを除く。</u>）、第3号、第4号、第5号（<u>不動産投信等規則第3条第3項第5号に係るもの及びインフラ投信等規則第3条第6項第2号に係るものを除く。</u>）、第6号及び第7号並びに政令第3条第2号（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を除く。）、第6号、第7号、第8号（<u>不動産投信等規則第3条第2項第7号に係るもの及びインフラ投信等規則第3条第6項第2号に係るものを除く。</u>）、第9号及び第10号に規定する資産又は特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体（「証券投資信託」、<u>「不動産投資信託」及び「インフラ投資信託」の組成に当たって構成する「特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体」を除く。</u>）を主たる投資対象とし、当該投資信託の財産の総額の2分の1を超える額をこれらの資産に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>第27条 有価証券<u>及び不動産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資信託（以下「証券投資信託等以外の投資信託」という。以下次条及び第29条において同じ。）は、金商法第2条第2項第1号、第2号（<u>「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」（以下「不動産に関する規則」という。）第3条第2項第5号に規定するものを除く。</u>）、第3号、第4号、第5号（<u>不動産に関する規則第3条第3項第5号に係るものを除く。</u>）、第6号及び第7号並びに政令第3条第2号（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を除く。）、第6号、第7号、第8号（<u>不動産に関する規則第3条第2項第7号に係るものを除く。</u>）、第9号及び第10号に規定する資産を主たる投資対象とし、当該投資信託の財産の総額の2分の1を超える額をこれらの資産に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情があるときは、この限りでない。</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(証券投資信託等以外の投資信託の運用の指図)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>第29条 第4条から第9条及び第15条の規定は、証券投資信託等以外の投資信託に係る</p>	<p>(同 左)</p>

新	旧
<p>運用の指図について準用する。この場合において、同条中「投資信託財産」とあるのは「証券投資信託等以外の投資信託等の財産」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第27条に規定する主たる投資対象以外の投資対象について、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図は、前2項によるものの他、不動産投信等規則及びインフラ投信等規則に定めるところによるものとする。</p> <p>(投資法人及び私募の投資信託の運用に関する事項の特例)</p> <p>第30条 第27条の規定は、有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について適用する。</p> <p>2 前条において準用する第4条から第9条及び第15条の規定は、有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資法人並びに私募の証券投資信託以外の投資信託について準用し、同条第2項の規定は当該投資法人等が行うことのできる取引について適用する。</p> <p>ただし、この項で準用する第15条の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限りこれを適用しない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について準用する。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成27年7月16日から実施する。</p>	<p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(投資法人及び私募の投資信託の運用に関する事項の特例)</p> <p>第30条 第27条の規定は、有価証券<u>及び不動産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について適用する。</p> <p>2 前条において準用する第4条から第9条及び第15条の規定は、有価証券<u>及び不動産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資法人並びに私募の証券投資信託以外の投資信託について準用し、同条第2項の規定は当該投資法人等が行うことのできる取引について適用する。</p> <p>ただし、この項で準用する第15条の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限りこれを適用しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>